



# 令和7年度通常総会議案

日時 令和8年3月24日午後1時

場所 ホテルポールスター札幌  
(札幌市中央区北4条西6丁目)

北海道土地改良事業団体連合会

# 令和7年度通常総会次第

1. 開 会
2. 会 長 挨 拶
3. 土地改良事業功労者表彰式
4. 来 賓 挨 拶
5. 祝 電 披 露
6. 議 長 選 出
7. 議事録記名人選出
8. 議 題

## 報 告 事 項

報告第1号 令和7年度事業実施状況及び収支予算執行状況等の監査結果について

## 審 議 事 項

- 議案第1号 令和7年度収入支出補正予算について
- 議案第2号 令和8年度事業計画及び収入支出予算の設定について
- 議案第3号 令和8年度一般賦課金及び特別賦課金の賦課基準並びに徴収方法について
- 議案第4号 令和8年度維持管理適正化事業賦課金の賦課基準及び徴収方法について
- 議案第5号 役員報酬について
- 議案第6号 短期借入金について
- 議案第7号 定款の一部変更について
- 議案第8号 規約の一部変更について
- 議案第9号 役員の補欠選任について

9. 決 議
10. 閉 会

## 目 次

報告第1号	令和7年度事業実施状況及び収支予算執行状況等の監査結果について…	1
議案第1号	令和7年度収入支出補正予算について……………	2
議案第2号	令和8年度事業計画及び収入支出予算の設定について……………	6
議案第3号	令和8年度一般賦課金及び特別賦課金の賦課基準並びに徴収方法について……………	21
議案第4号	令和8年度維持管理適正化事業賦課金の賦課基準及び徴収方法について……………	26
議案第5号	役員報酬について……………	27
議案第6号	短期借入金について……………	28
議案第7号	定款の一部変更について……………	29
議案第8号	規約の一部変更について……………	31
議案第9号	役員の補欠選任について……………	32

令和7年度事業実施状況及び収支予算執行状況等の監査結果について

監 査 報 告 書

本会定款第28条の規定により、令和7年度北海道土地改良事業団体連合会の事業実施状況及び収支予算執行状況等の監査の結果、適正なることを認めましたので報告します。

【監査執行日】

- ① 第2回定期監査                      令和7年12月 2日～ 3日
  
- ② 臨時監査（支部監査）              令和7年11月10日～12日  
対象支部：空知、上川、宗谷、留萌の4支部

令和7年12月 3日

北海道土地改良事業団体連合会  
総括監事 伊藤修二  
監事 吉田幸男

議案第 1 号

令和 7 年度収入支出補正予算について

令和 7 年度収入支出補正予算を別記のとおり設定する。

令和 8 年 3 月 2 4 日 提 出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊 地 博

## 令和7年度 収入支出補正予算総括表（第2回）

〔収入の部〕 △印は減

（単位：千円）

款	科 目	補正予算額	既定予算額	比較増減	備 考
1	管 理 収 入	( 127,700 )	( 127,700 )	—	
2	技 術 援 助 ・ 協 力 入 事 業 収 入	1,398,600	1,278,600	120,000	調査設計受託金収入の増など
3	会 員 支 援 事 業 収 入	( 293,800 )	( 293,800 )	—	
4	維 持 管 理 適 正 化 入 事 業 収 入	738,400	737,800	600	財政融資資金の利率上昇による増
5	土 地 改 良 負 担 金 対 策 入 事 業 収 入	910,200	862,800	47,400	農家負担無利子資金の繰上償還の受入の増など
6	そ の 他 収 入	384,820	376,820	8,000	職員退職金の必要額の増など
7	前 期 繰 越 金	( 635,720 )	( 635,720 )	—	
	合 計	4,489,240	4,313,240	176,000	

〔支出の部〕 △印は減

（単位：千円）

款	科 目	補正予算額	既定予算額	比較増減	備 考
1	管 理 支 出	( 254,920 )	( 254,920 )	—	
2	技 術 援 助 ・ 協 力 出 事 業 支 出	1,237,300	1,187,300	50,000	受託業務の増による直接経費の増など
3	会 員 支 援 事 業 支 出	( 309,300 )	( 309,300 )	—	
4	維 持 管 理 適 正 化 出 事 業 支 出	738,400	737,800	600	財政融資資金の利率上昇による増
5	土 地 改 良 負 担 金 対 策 出 事 業 支 出	910,200	862,800	47,400	農家負担無利子資金の繰上償還の増など
6	そ の 他 支 出	679,120	601,120	78,000	職員退職金の必要額の増など
7	繰 越 金	( 350,000 )	( 350,000 )	—	
8	予 備 費	( 10,000 )	( 10,000 )	—	
	合 計	4,489,240	4,313,240	176,000	

## 令和7年度 収入支出補正予算書（第2回）

1. 収入の部

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	補正予算額	既定予算額	比 較		備 考
				増	減	
<b>2</b>	<b>技術援助・協力事業収入</b>	1,398,600	1,278,600	120,000		
<b>1</b>	<b>技術援助・協力事業収入</b>	1,398,600	1,278,600	120,000		
1	調査設計受託金	1,391,000	1,271,000	120,000		受託業務収入の増
<b>4</b>	<b>維持管理適正化事業収入</b>	738,400	737,800	600		
<b>1</b>	<b>維持管理適正化事業収入</b>	614,000	613,400	600		
1	事業賦課金	98,400	97,800	600		財政融資資金の利率上昇による増
<b>5</b>	<b>土地改良負担金対策事業収入</b>	910,200	862,800	47,400		
<b>1</b>	<b>負担金軽減支援対策事業収入</b>	910,200	862,800	47,400		
2	受入経営支援資金償還金	746,000	700,000	46,000		農家負担無利子支援資金の繰上償還申出による受入の増
8	受託金	46,800	45,400	1,400		全土連からの受託金の増
<b>6</b>	<b>その他収入</b>	384,820	376,820	8,000		
<b>1</b>	<b>特定預金取崩収入</b>	318,000	310,000	8,000		
4	職員退職給与積立預金取崩収入	8,200	200	8,000		職員退職金の必要額の増
<b>収 入 合 計</b>		<b>4,489,240</b>	<b>4,313,240</b>	<b>176,000</b>		

## 2. 支出の部

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	補正予算額	既定予算額	比 較		備 考
				増	減	
2	<b>技術援助・協力事業支出</b>	1,237,300	1,187,300	50,000		
1	<b>調査設計受託事業費</b>	1,231,300	1,181,300	50,000		
2	旅費交通費	38,000	28,000	10,000		受託業務の直接経費の増
3	需用費	43,000	38,000	5,000		〃
4	役務費	19,000	14,000	5,000		〃
5	使用料・賃借料	91,000	81,000	10,000		〃
9	雑費	118,000	98,000	20,000		受託金の増による消費税納付額等の増
4	<b>維持管理適正化事業支出</b>	738,400	737,800	600		
1	<b>維持管理適正化事業費</b>	593,700	593,100	600		
1	事業拠出金	194,400	193,800	600		財政融資資金の利率上昇による増
5	<b>土地改良負担金対策事業支出</b>	910,200	862,800	47,400		
1	<b>負担金軽減支援対策事業支出</b>	910,200	862,800	47,400		
2	経営支援資金償還金	746,000	700,000	46,000		農家負担無利子支援資金繰上償還申出による償還の増
8	事務費	8,200	6,800	1,400		受託金の増による直接経費の増
6	<b>その他支出</b>	679,120	601,120	78,000		
2	<b>職員退職給与金</b>	8,100	100	8,000		
1	職員退職給与金	8,100	100	8,000		職員退職金の増
3	<b>特定預金預入支出</b>	612,220	542,220	70,000		
2	事業強化調整積立預金預入支出	506,150	456,150	50,000		所要額の積立預金預入
4	職員退職給与積立預金預入支出	53,330	33,330	20,000		〃
<b>支 出 合 計</b>		<b>4,489,240</b>	<b>4,313,240</b>	<b>176,000</b>		

議案第2号

令和8年度事業計画及び収入支出予算の設定について

令和8年度事業計画及び収入支出予算を別記のとおり設定する。

令和8年3月24日 提 出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊 地 博

# 令和8年度事業計画

## 基本方針

北海道の農業・農村は、積雪寒冷な気象や特殊土壌など厳しい生産条件を、農業者のたゆまぬ努力と土地改良の積み重ねにより克服し、本道の社会・経済を支える基幹産業として発展を続け、安全・安心な食料の安定供給や国土の保全などに重要な役割を担ってきた。

しかしながら、近年、農村地域の高齢化や人口減少、自然災害の頻発・激甚化に加え、世界的な食料情勢の変化や気象変動などに伴い、我が国の食料・農業・農村を巡る情勢は大きく変化している。

このような中、国は昨年4月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進め、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展を図ることとしている。さらには、「第1次国土強靱化実施中期計画」や新たな「土地改良長期計画」が策定されるなどにより、今後、生産コスト低減のための農地の大区画化や、農村地域の防災・減災対策などが一層推進されることが期待される。

大規模で専門的な農業が展開され、新たな基本計画において我が国の主要穀物などの主産地として位置づけられた北海道の農業・農村が引き続き発展し、国民への食料の安定供給に一層貢献していくためには、飛躍的な生産性の向上が期待できるスマート農業の推進や、高品質・高収益な作物の生産拡大などを進めていく必要があり、その礎となる農業農村整備事業を着実に推進していくことが不可欠である。

このことから、本会は、令和8年度の事業実施にあたり、会員の共同利益の増進と負託に応えるため、本会第9次中期計画に定められた業務推進の基本方向に則り、関係機関・団体との緊密な連携のもとで、会員に対する技術援助や国、道に対する技術協力、農業農村整備に精通した人材の確保・育成などを通じて、道内の農業農村整備事業の円滑な推進に努め、協同組織としての役割を果たしていく。

## 第1 土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助及び協力

### 1. 会員に対する技術援助

農地耕作条件改善事業や大区画化等加速化支援事業、農業集落排水事業など、会員が行う団体営土地改良事業等に対する調査計画・設計、数量算定、設計施工管理業務などの技術援助を行うほか、換地計画業務や標準積算システムの運用の支援などを通じて、地域における農業農村整備の円滑な実施に寄与する。

特に、農業構造転換集中対策期間において、農地の大区画化等が機動的・加速的に進められるよう、会員等が行う大区画化等加速化支援事業を積極的に支援していく。

また、自然災害が多発している中で、会員等からの要請に基づき、被災した農地・農業水利施設の災害復旧支援に迅速に対応する。

(事業費)

(単位：千円)

	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
調査設計等受託	143,000	64.7	221,000	

### 2. 国又は道に対する技術協力

国又は道が行う土地改良事業等の調査計画・設計、数量算定、設計施工管理業務などの技術協力を通じて、道内における農業農村整備の円滑かつ効率的な実施に寄与する。特に、調査計画・設計業務等においては、地域のニーズや実情、国や道の施策に即した技術提案を行っていく。

(事業費)

(単位：千円)

	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
調査設計等受託	1,182,000	112.6	1,050,000	

### 3. 会員支援

#### (1) 農業土木技術者技術向上支援

農業農村整備事業の円滑な推進を技術面で支える農業土木技術者の確保・育成の強化を図っていくため、会員のニーズや技術レベルを踏まえ、実習等も取り入れた体系的なカリキュラムによる育成講座やwebによる基礎力養成講座を計画的に開講する。

#### (2) 組織運営強化等支援

##### ① 農業農村整備事業等に関する情報提供等

会員の組織運営基盤の強化等に資するため、関係機関等と連携して、セミナーの開催等を通じて、農業農村整備事業に関する情報の提供・意見交換等を行う。

##### ② 土地改良区の業務運営への支援

土地改良区に対し、水土里ビジョンや維持管理計画の策定、水利権の更新に対する支援・助言を行うほか、要請に基づき財務管理や監査機能の強化に向けた指導監査を行う。

##### ③ 土地改良区における男女共同参画への取組促進に対する支援

「北海道土地改良区運営基盤強化協議会（国、道、本会で構成）」をはじめ全土連とも連携し、土地改良区の女性理事の登用など男女共同参画の取り組み促進を支援する。

#### (3) 土地改良区機能強化支援事業

##### 1) 施設管理、運営基盤強化対策

##### ① 土地改良施設の診断・管理指導

土地改良区等が管理する土地改良施設の円滑かつ適切な管理の強化を図るため、管理専門指導員を配置し、施設の点検・整備・操作等に係る専門技術的な診断・管理指導を行う。

##### ② 土地改良事業等に関する苦情・紛争等の対策

土地改良関係法令等に精通した相談指導員を配置し、土地改良区等からの農業農村整備事業等に関する苦情・紛争等の相談に対応するとともに、顧問弁護士を通して、複雑・高度な相談に対応する。

##### ③ 土地改良区の運営基盤強化対策

土地改良区の運営基盤の強化を図るため、経営診断に基づく改善指導や、財務管理相談などに対応する。

##### ④ 換地選定手法の指導等

換地業務を行う土地改良区等の役職員及び換地委員に対し、換地に関する指導を行うとともに、換地処分未了地区等への解消方法の検討や、所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度の普及・啓発、制度活用の指導・助言を行う。

##### ⑤ 交換分合等の活用支援

基盤整備を契機とした農地の利用権等の権利関係の整序化と利用集積に向けて、交換分合等の制度活用の普及・啓発や技術的な指導・助言を行う。

##### 2) 研修・人材育成

##### ① 監査実務等向上研修

土地改良区の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、監査・内部点検の実務等に関する研修を行う。

## ②換地技術向上研修

換地及び交換分合事務の適正かつ円滑な推進を図るため、業務担当者や換地委員等を対象に経験等に応じて、換地の仕組みや制度、事務について研修を行う。

(事業費)

(単位:千円)

	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
土地改良区機能強化支援事業	32,100	103.2	31,100	

## (4) 農業水利施設の事故防止対策等

### 1) 用排水路等への転落事故等の未然防止対策

子供や高齢者の用排水路等への転落事故や、施設の維持管理に係わる事故の未然防止に向けて、土地改良区等の施設管理者に対し、適正管理や維持管理作業の安全管理の徹底などの注意喚起を図るとともに、事故防止を呼びかけるポスター等を斡旋する。

### 2) 用排水路等で発生する事故への対応

土地改良区等が管理する用排水路等の施設で発生する事故に対応するため、賠償責任や傷害に係る保険加入業務を行うとともに、事故発生時には速やかに状況を確認して保険会社への連絡調整等を行う。

## 4. 日本型直接支払の推進支援

北海道日本型直接支払推進協議会の事務局として、国や道、関係市町村等と連携を図りながら、農業者等で構成する多面的機能支払の活動組織や中山間地域等直接支払の集落等が行う地域資源の保全活動等の円滑な推進に向けた支援・助言を行うとともに、事務支援システムやとんぼ資源保全マップの運営により、計画策定や日報・活動記録の作成・確認に対する指導を行う。

(多面的機能支払支援 8年度計画)

	対象市町村数	活動組織数	対象面積(ha)				備考
			田	畑	草地	計	
多面的機能支払	153	682	178,621	325,748	295,347	799,716	

(中山間地域等直接支払支援 8年度計画)

	対象市町村数	集落等協定数	対象面積(ha)				備考
			田	畑	草地	計	
中山間地域等直接支払	95	304	33,753	4,836	243,490	282,079	

## 5. 農地の大区画化等加速化支援【新規】

農業構造転換集中対策期間に農地の大区画化等が機動的・加速的に進められるよう、北海道大区画化等推進協議会(仮称)の事務局として、道、関係市町村等と連携を図りながら、大区画化等加速化支援事業の啓発・普及や地区採択、交付事務を行うとともに、事業実施主体が策定する大区画化等加速化計画などに対する技術的支援・指導を行う。

## 6. 農地等地図情報運用支援

### (1) 水土里情報システム運用支援

水土里情報システムの利用団体が、システムに登録された農地等地図情報を有効かつ効果的に利用できるよう、システム操作や情報の管理・運用支援を行う。

(事業費)

(単位:千円)

	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
水土里情報運用支援	113,000	100.0	113,000	247団体

## (2) 水土里情報システム活用支援

水土里情報システムの利用団体が、地域計画（目標地区）の作成や農業農村整備構想の検討、維持管理計画、水利権の更新などで、同システムのデータベースを有効に活用できるよう、データの再編や資料作成などの支援を行う。

(事業費)

(単位：千円)

	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
水土里情報活用支援	28,000	103.7	27,000	

## 7. 施設管理支援

### (1) 土地改良施設維持管理適正化事業

#### 1) 土地改良施設維持管理適正化事業

農業水利施設の機能保持のため、定期的な修繕・補修や防災減災等のための緊急性の高い施設設備を行う本事業を推進する。

(事業費) ※当該年度にかかる整備補修等の事業費

(単位：千円)

区 分	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
維持管理適正化事業	441,600	104.5	422,600	
整備補修事業 (一般型)	206,900	72.1	286,900	
整備補修事業 (連携管理保全型)	184,700	174.2	106,000	【R7 拡充】
防災減災機能等 強化事業	50,000	168.4	29,700	

#### 2) 施設改善対策事業

農地の利用形態に応じた用排水の合理的かつ効率的な管理を行うために必要な農業水利施設の整備改善を行う本事業を推進する。

(事業費) ※当該年度にかかる整備補修等の事業費

(単位：千円)

区 分	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
施設改善対策事業	52,900	66.6	79,400	

### (2) 北海道ため池サポートセンター業務（道と本会の共同運営）

道内の農業用ため池の管理者に対し、ため池の適正な保全管理に関する技術的指導・助言や自然災害からの安全性の確保に必要な情報発信などを行うほか、災害リスクの高い個人管理の防災重点ため池については、点検やパトロール等の監視を行う。

(事業費)

(単位：千円)

区 分	8年度計画	対前年度比(%)	7年度計画	備考
農業水路等長寿命化・防災減災事業	6,000	100.0	6,000	

### (3) 農道台帳の作成管理等業務

農道の維持管理については、普通交付税における市町村の基準財政需要額に計上されることから、農道台帳（副本）の整備・管理を行う。

## 第2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

### 1. 研修会、講習会

会員のニーズを踏まえて、農業農村整備事業等に関する研修会、講習会を開催する。

## 2. 広報、広聴活動

会報の定期的な発行をはじめ多様なツールを活用した情報提供、関係機関・団体等と連携したイベント等の開催・参画、土地改良関係資料や刊行物の配布・斡旋などを通じて、会員に対する迅速かつタイムリーな情報提供と道民に対する農業農村整備事業等の役割、重要性などのPR活動を行う。

また、アンケート調査により、本会業務や農業農村整備事業等に関する会員からの要望・意見等を広く聴取し、適切な対応に努める。

## 第3 土地改良事業に関する調査研究

### 1. 農業農村整備事業制度に関する調査研究

農業農村整備事業に関する課題などを的確に把握し、道内関係機関・団体をはじめ全国土地改良事業団体連合会等と連携を図りながら、会員のニーズを反映した事業制度の拡充要望等の検討を行う。

### 2. 道内外における農業農村整備事業の優良事例等の調査

道内外の農業農村整備事業の優良事例等の調査を通じて、先進的な取組の情報発信を行う。

### 3. 新技術を活用した農業農村整備の調査等に関する研究

農業農村整備に係る受託業務や災害復旧の支援要請などに対する、より迅速かつ効率的な対応や、土地改良区等が行う施設管理の省力化・高度化に向けて、ドローンやGIS等を活用した調査技術について検討する。

### 4. 水田政策の見直しによる地域農業への影響等の調査・検討

令和9年度からの水田政策の見直しによる、土地改良事業の推進や土地改良区運営など地域農業への影響等について調査・検討を行うとともに、道やJA中央会など関係機関・団体とも連携して、北海道の水田農業のあり方などを検討する。

## 第4 土地改良事業関係の金融改善（土地改良負担金対策）

土地改良事業の実施に伴う農家負担の軽減と償還の円滑化を図るための農家負担金軽減支援対策事業を推進する。

### 1. 地域生産基盤保全強化支援事業（利子助成）（新規）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地区にあって、担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、受益者負担金の償還利息相当額の6分の5を限度に助成を行う。

（8年度計画）

（単位：千円）

団体数	地区数	利子助成計画	備 考
8	19	21,000	【R7 新規】
(8)	(17)	(6,000)	

( )は7年度計画

### 2. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（無利子資金貸付）

担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地区に対し、土地改良事業の受益者負担額の6分の5を限度に無利子資金の貸し付けを行う。

（8年度計画）

（単位：千円）

団体数	地区数	資金払出計画	資金償還計画	備 考
36	158	130,000	700,000	
(38)	(158)	(100,000)	(700,000)	

( )は7年度計画

### 3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業（利子助成）

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る被災年度の土地改良事業負担金の償還利息に相当する額の助成を行う。

（8年度計画）

（単位：千円）

団体数	地区数	利子助成計画	備 考
-	-	100 (100)	

（ ）は7年度計画

### 4. 経営安定対策等基盤整備緊急支援事業（利子助成）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、担い手への農地利用集積等の事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金等の償還利息相当額の助成を行っている。

（8年度計画）

（単位：千円）

団体数	地区数	利子助成計画	備 考
2 (6)	2 (6)	500 (2,200)	

（ ）は7年度計画

### 5. 土地改良負担金償還平準化事業（利子補給）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中の地域にあって、土地改良区等が年償還額のピーク時に対する一定割合を超える額を融資機関から借入れ、償還を後年に繰り延べして平準化を図る場合に、借入利率が実質的に無利子となるよう利子補給を行う。

（8年度計画）

（単位：千円）

団体数	地区数	資金借入計画	利子補給計画	備 考
3 (3)	3 (3)	0 (0)	2,700 (3,700)	

（ ）は7年度計画

### 6. 担い手育成支援事業（利子助成）

土地改良事業等の受益者負担金を償還中で、担い手への農地利用集積に積極的に取り組む地区にあって、地元負担金の水準が一定割合以上の地区に対し、償還利率が一定率を超える利子相当額を助成する。

（8年度計画）

（単位：千円）

団体数	地区数	利子助成計画	備 考
1 (2)	1 (2)	2,000 (1,700)	

（ ）は7年度計画

## 第5 本会の事業目的を達成するため必要なその他の事業

### 1. 提案・要請活動

農地や農業水利施設等の整備・保全や農村地域の防災・減災対策、農業・農村の多面的機能増進などを着実に進めていくため、会員のニーズを踏まえて、農業農村整備事業の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現等について、国をはじめ関係機関等に対し提案・要請を行う。

### 2. 各種委員会の活動

#### （1）会務運営等に関する委員会

##### 1）総務金融委員会

定款、規約、諸規程に関することや事業計画、収支予算など会務運営に係る基本的な案件を審議する。

## 2) 土地改良区委員会

土地改良区運営に関する政策的課題や組織運営強化対策等を審議する。

### (2) 事業運営等に関する委員会

#### 1) 管理運営体制強化委員会

土地改良区機能強化支援事業における施設の診断・管理指導や土地改良事業等に関する苦情・紛争対策、財務管理強化に向けた指導・支援の方針、研修計画等を協議する。

#### 2) 受益農地管理強化委員会

土地改良区機能強化支援事業における換地処分未了地区や換地選定手法指導地区、交換分合等活用支援地区の選定・指導方針、研修計画等を協議する。

#### 3) 土地改良負担金対策事業審査委員会

農家負担金軽減支援対策事業等の適正な運用を図るため、土地改良区等が作成した同事業等に係る計画を審査する。

### (3) 事業推進等に関する委員会

#### 1) 農業農村整備推進委員会

農業農村整備事業の計画的な推進に必要な予算の確保や実効性のある施策の実現に関する提案・要請事項等を審議し、関係機関等に対し適時に要請活動を行う。

## 3. 支部活動の推進

各支部はそれぞれの地域の実態に即して、国等に対する提案・要請活動や職員部会と連携した研修・講習の開催などを通じて、会員の共同利益の増進を図る。

## 4. 土地改良事業功労者の表彰

土地改良事業の発展に功績のあった土地改良事業功労団体並びに功労者を表彰、推薦する。

## 5. 職員部会の活動

農業農村整備事業に関わる調査研究等を通じて、会員職員の情報の共有と資質の向上等を図る。

## 6. 水土里ネット女性の会の活動

会員等の女性役員及び職員で構成する女性の会を設置し、農業農村整備事業に関わる調査研究や情報の共有等を図る。

## 7. 関係機関・団体との連携

「北海道農業・農村確立連絡会議」など各種会議等に参画し、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、本道農業・農村をめぐる情勢や課題などについて情報を共有するとともに、必要な対策の検討等を行う。

特に、水田政策の見直しについては、北海道の実情を踏まえたものとなるよう、道をはじめ道内関係機関・団体で構成する「水田農業の在り方検討に係る関係機関連絡会議」で課題等を共有し、必要な対策を国に求めていく。

## 令和8年度 収入支出予算総括表

〔収入の部〕

(単位：千円)

款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
1	管 理 収 入	131,900	127,700	4,200		賦課金収入など
2	技 術 援 助 ・ 協 力 入 事 業 収 入	1,332,600	1,278,600	54,000		調査設計業務の受託金収入など
3	会 員 支 援 事 業 収 入	315,500	293,800	21,700		土地改良区機能強化支援事業、 多面的機能支払等支援業務など の補助金、受託金収入など
4	維 持 管 理 適 正 化 入 事 業 収 入	749,600	737,800	11,800		土地改良施設維持管理適正化事 業費の補助金収入など
5	土 地 改 良 負 担 金 対 策 入 事 業 収 入	906,000	856,800	49,200		農家負担軽減対策事業の受入交 付金など
6	そ の 他 収 入	577,500	368,720	208,780		特定積立預金からの取崩収入など
7	前 期 繰 越 金	350,000	350,000	—	—	
	合 計	4,363,100	4,013,420	349,680		

〔支出の部〕

(単位：千円)

款	科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
1	管 理 支 出	197,100	192,200	4,900		会議費、人件費、支部交付金など
2	技 術 援 助 ・ 協 力 出 事 業 支 出	1,231,100	1,187,300	43,800		調査設計業務などに係る直接経費
3	会 員 支 援 事 業 支 出	340,500	309,300	31,200		土地改良区機能強化支援事業、多 面的機能支払等支援業務などに係 る直接経費
4	維 持 管 理 適 正 化 出 事 業 支 出	749,600	737,800	11,800		土地改良施設維持管理適正化事 業に係る直接経費
5	土 地 改 良 負 担 金 対 策 出 事 業 支 出	906,000	856,800	49,200		農家負担軽減対策事業の無利子 資金等の交付金及び直接経費
6	そ の 他 支 出	578,800	370,020	208,780		特定預金への預入、有価証券取得 など
7	繰 越 金	350,000	350,000	—	—	次年度繰越金
8	予 備 費	10,000	10,000	—	—	
	合 計	4,363,100	4,013,420	349,680		

# 令和8年度 収入支出予算書

## 1. 収入の部

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
<b>1</b>	<b>管 理 収 入</b>	131,900	127,700	4,200		
<b>1</b>	<b>賦 課 金</b>	125,300	122,800	2,500		
1	一般賦課金	17,300	17,800		500	会員割及び地積割
2	特別賦課金	108,000	105,000	3,000		事業費割
<b>2</b>	<b>雑 収 入</b>	6,600	4,900	1,700		
1	預金利息	1,000	100	900		
2	雑入	5,600	4,800	800		全土連派遣職員に係る人件費の受入等
<b>2</b>	<b>技術援助・協力事業収入</b>	1,332,600	1,278,600	54,000		
<b>1</b>	<b>技術援助・協力事業収入</b>	1,332,600	1,278,600	54,000		
1	調査設計受託金	1,325,000	1,271,000	54,000		道、会員団体等からの受託金
2	防災減災事業補助金	6,000	6,000	—	—	道からの補助金
3	雑入	1,600	1,600	—	—	事務所賃借料の受入等
<b>3</b>	<b>会員支援事業収入</b>	315,500	293,800	21,700		
<b>1</b>	<b>組織運営等支援事業収入</b>	45,400	35,700	9,700		
1	受入施設賠償保険料	30,000	20,300	9,700		施設賠償保険料等の受入
2	調査資料負担金	3,900	3,900	—	—	事業便覧等の頒布料収入
3	会員等支援受託金	11,500	11,500	—	—	指導監査費用の受入等
<b>2</b>	<b>土地改良区機能強化支援事業収入</b>	32,100	31,100	1,000		
1	土地改良区機能強化支援事業補助金	32,100	31,100	1,000		国からの補助金
<b>3</b>	<b>多面的機能等支援事業収入</b>	87,000	87,000	—	—	
1	受託金	87,000	87,000	—	—	道日本型直接支払推進協議会からの事務受託金
<b>4</b>	<b>大区画化等推進支援事業収入</b>	10,000	0	10,000		新設
1	受託金	10,000	0	10,000		新設
<b>5</b>	<b>地図情報運用支援事業収入</b>	141,000	140,000	1,000		項番号変更
1	水土里情報運用負担金	113,000	113,000	—	—	会員団体等からのシステム利用料
2	水土里情報活用支援受託金	28,000	27,000	1,000		会員団体等からの受託金
<b>4</b>	<b>維持管理適正化事業収入</b>	749,600	737,800	11,800		
<b>1</b>	<b>維持管理適正化事業収入</b>	666,800	613,400	53,400		
1	事業賦課金	89,800	97,800		8,000	事業実施団体からの賦課金
2	事務費賦課金	16,800	16,100	700		〃
3	補助金	129,400	96,000	33,400		道からの補助金
4	受入事業費交付金	421,000	394,100	26,900		全土連からの交付金
5	受入事務費交付金	9,800	9,400	400		〃
<b>2</b>	<b>施設改善対策事業収入</b>	82,800	124,400		41,600	
1	事業賦課金	15,900	23,900		8,000	事業実施団体からの賦課金
2	事務費賦課金	2,100	3,100		1,000	〃
3	補助金	15,900	23,900		8,000	道からの補助金
4	受入事業費交付金	47,700	71,700		24,000	全土連からの交付金

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
	5 受入事務費交付金	1,200	1,800		600	全土連からの交付金
<b>5</b>	<b>土地改良負担金対策事業収入</b>	<b>906,000</b>	<b>856,800</b>	<b>49,200</b>		
<b>1</b>	<b>負担金軽減支援対策事業収入</b>	<b>906,000</b>	<b>856,800</b>	<b>49,200</b>		
1	受入経営支援資金払出金	130,000	100,000	30,000		全土連からの交付金の受入
2	受入経営支援資金償還金	700,000	700,000	—	—	借入団体からの償還金の受入
3	受入経営支援資金農協転貸手数料	3,700	3,700	—	—	農協への転貸手数料の受入
4	受入基盤整備緊急支援助成金	500	2,200		1,700	全土連からの交付金の受入
5	受入災害地域償還助成金	100	100	—	—	〃
6	受入平準化利子補給金	2,700	3,700		1,000	全土連からの交付金、 道費補助金の受入
7	受入担い手育成支援助成金	2,000	1,700	300		〃
8	受入基盤保全強化等助成金	21,000	0	21,000		新設
9	受 託 金	46,000	45,400	600		全土連からの事務受託金
<b>6</b>	<b>その他収入</b>	<b>577,500</b>	<b>368,720</b>	<b>208,780</b>		
<b>1</b>	<b>特定預金取崩収入</b>	<b>507,300</b>	<b>307,000</b>	<b>200,300</b>		
1	一般基本財産積立預金取崩収入	100	100	—	—	
2	事業強化調整積立預金取崩収入	500,000	300,100	199,900		予算経理上の必要額 有価証券購入による取崩
3	役員退任功労積立預金取崩収入	100	100	—	—	
4	職員退職給与積立預金取崩収入	5,100	200	4,900		職員退職給与金及び住宅 建築等資金貸付金に充当 器具、備品の固定資産購 入費に充当
5	固定資産更新積立預金取崩収入	2,000	6,500		4,500	
<b>2</b>	<b>特定預金利息</b>	<b>11,200</b>	<b>5,700</b>	<b>5,500</b>		
1	特定預金利息	11,200	5,700	5,500		一般基本財産積立金等の 特定預金利息
<b>3</b>	<b>特定有価証券利息</b>	<b>7,500</b>	<b>4,500</b>	<b>3,000</b>		
1	特定有価証券利息	7,500	4,500	3,000		有価証券の利息
<b>4</b>	<b>貸付金収入</b>	<b>800</b>	<b>850</b>		<b>50</b>	
1	職員住宅貸付金収入	800	850		50	職員住宅建築等資金貸付 金の元金償還分
<b>5</b>	<b>貸付金利息</b>	<b>100</b>	<b>70</b>	<b>30</b>		
1	職員住宅貸付金利息	100	70	30		職員住宅建築等資金貸付 金の利息
<b>6</b>	<b>受入公宅料</b>	<b>50,000</b>	<b>50,000</b>			
1	受入公宅料	50,000	50,000	—	—	借上住宅料の職員負担分
<b>7</b>	<b>固定資産処分収入</b>	<b>300</b>	<b>300</b>			
1	固定資産処分収入	300	300	—	—	借上住宅の敷金返戻金
<b>8</b>	<b>農林年金特例業務負担金収入</b>	<b>300</b>	<b>300</b>			
1	長期前納金精算還付金	300	300	—	—	農林年金長期前納金の 精算還付分
<b>7</b>	<b>前期繰越金</b>	<b>350,000</b>	<b>350,000</b>			
<b>1</b>	<b>前期繰越金</b>	<b>350,000</b>	<b>350,000</b>			
1	前期繰越収支差額	350,000	350,000	—	—	
<b>収 入 合 計</b>		<b>4,363,100</b>	<b>4,013,420</b>	<b>349,680</b>		

## 2. 支出の部

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
<b>1</b>	<b>管 理 支 出</b>	<b>197,100</b>	<b>192,200</b>	<b>4,900</b>		
<b>1</b>	<b>会 議 費</b>	<b>7,500</b>	<b>7,500</b>	—	—	
1	総 会 費	2,000	2,000	—	—	総会経費
2	諸 会 議 費	5,500	5,500	—	—	理事会、監事会等経費
<b>2</b>	<b>人 件 費</b>	<b>1,157,400</b>	<b>1,102,400</b>	<b>55,000</b>		
1	役 員 報 酬	38,400	38,400	—	—	理事25名、監事3名分
2	給 料 手 当	940,000	890,000	50,000		職員給与
3	賃 金	2,000	2,000	—	—	税理士、弁護士、社会保険 労務士等の顧問料等
4	法 定 福 利 費	170,000	165,000	5,000		健康保険、年金等の事業主 負担分
5	福 利 厚 生 費	7,000	7,000	—	—	職員の健康診断等経費
<b>3</b>	<b>事 務 費</b>	<b>80,700</b>	<b>80,500</b>	<b>200</b>		
1	旅 費 交 通 費	8,000	8,000	—	—	旅費、交通費
2	需 用 費	9,500	10,000		500	消耗品費、印刷製本費等
3	役 務 費	4,300	4,300	—	—	通信運搬費等
4	使 用 料 ・ 賃 借 料	7,000	7,000	—	—	事務機器等の使用料賃借料
5	事 務 所 費	28,000	28,000	—	—	事務所管理費、光熱水費、 土地賃借料等
6	諸 税 負 担 金	15,800	15,800	—	—	公租公課、関係団体等負担 金
7	表 彰 費	1,200	1,200	—	—	土地改良事業功労者表彰 諸費
8	職 員 部 会 等 費	4,000	3,500	500		目の名称変更 職員部会等活動経費
9	交 際 費	500	500	—	—	慶弔費等
10	雑 費	2,400	2,200	200		諸雑費・広告料等
<b>4</b>	<b>支 部 費</b>	<b>48,000</b>	<b>46,900</b>	<b>1,100</b>		
1	支 部 運 営 費	48,000	46,900	1,100		14支部の運営費
<b>5</b>	<b>共 通 管 理 費</b>	<b>△ 1,096,500</b>	<b>△ 1,045,100</b>		<b>51,400</b>	
1	共 通 管 理 費	△ 1,096,500	△ 1,045,100		51,400	各事業からの職員人件費 等の繰入れ
<b>2</b>	<b>技 術 援 助 ・ 協 力 事 業 支 出</b>	<b>1,231,100</b>	<b>1,187,300</b>	<b>43,800</b>		
<b>1</b>	<b>調 査 設 計 受 託 事 業 費</b>	<b>1,225,100</b>	<b>1,181,300</b>	<b>43,800</b>		
1	賃 金	1,500	1,500	—	—	臨時職員等の賃金
2	旅 費 交 通 費	28,000	28,000	—	—	旅費、交通費
3	需 用 費	38,000	38,000	—	—	消耗品費、印刷製本費等
4	役 務 費	14,000	14,000	—	—	通信運搬費等
5	使 用 料 ・ 賃 借 料	84,000	81,000	3,000		車輛、事務機器等の使用料 賃借料
6	委 託 料	40,000	50,000		10,000	委託費
7	事 務 所 費	23,000	23,000	—	—	事務所管理費、光熱水費、 土地賃借料等
8	事 業 調 整 費	5,000	5,000	—	—	事業執行上の調整費
9	雑 費	105,000	98,000	7,000		消費税納付額等
10	共 通 管 理 費	886,600	842,800	43,800		職員人件費等の管理費への 繰出し

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
<b>2</b>	<b>防災減災事業費</b>	<b>6,000</b>	<b>6,000</b>	—	—	
1	事務諸費	500	500	—	—	道からの補助金
2	共通管理費	5,500	5,500	—	—	職員人件費の管理費への繰出し
<b>3</b>	<b>会員支援事業支出</b>	<b>340,500</b>	<b>309,300</b>	<b>31,200</b>		
<b>1</b>	<b>組織運営等支援事業費</b>	<b>70,400</b>	<b>51,200</b>	<b>19,200</b>		
1	組織運営等支援事業費	4,000	4,000	—	—	旅費、需用費等
2	広報活動費	3,000	3,000	—	—	会報・広報活動等経費
3	調査研究費	18,000	8,500	9,500		要請や調査研究にかかる経費
4	施設賠償保険料	28,300	18,600	9,700		施設賠償保険料等
5	調査資料費	3,200	3,200	—	—	啓発資料等の作製費等
6	会員等支援事業費	2,900	2,900	—	—	指導監査に係る経費等
7	共通管理費	11,000	11,000	—	—	職員人件費等の管理費への繰出し
<b>2</b>	<b>土地改良区機能強化支援事業費</b>	<b>32,100</b>	<b>31,100</b>	<b>1,000</b>		
1	施設管理・運営改善事業費	8,400	8,000	400		国からの補助金
2	共通管理費	23,700	23,100	600		職員人件費の管理費への繰出し
<b>3</b>	<b>多面的機能等支援事業費</b>	<b>87,000</b>	<b>87,000</b>	—	—	
1	事務諸費	20,000	20,000	—	—	旅費、需用費等
2	共通管理費	67,000	67,000	—	—	職員人件費の管理費への繰出し
<b>4</b>	<b>大区画化等推進支援事業費</b>	<b>10,000</b>	<b>0</b>	<b>10,000</b>		
1	事務諸費	3,000	0	3,000		新設
2	共通管理費	7,000	0	7,000		〃
<b>5</b>	<b>水土里情報運用事業費</b>	<b>113,000</b>	<b>113,000</b>	—	—	項番号変更
1	旅費交通費	500	500	—	—	旅費、交通費
2	需用費	200	200	—	—	消耗品費等
3	役務費	200	200	—	—	通信運搬費等
4	使用料・賃借料	97,000	97,000	—	—	水土里情報システム運用・保守費用等
5	雑費	1,500	1,500	—	—	消費税納付額等
6	共通管理費	13,600	13,600	—	—	職員人件費の管理費への繰出し
<b>6</b>	<b>水土里情報活用支援事業費</b>	<b>28,000</b>	<b>27,000</b>	<b>1,000</b>		項番号変更
1	事務諸費	7,000	6,000	1,000		旅費、需用費等
2	共通管理費	21,000	21,000	—	—	職員人件費の管理費への繰出し
<b>4</b>	<b>維持管理適正化事業支出</b>	<b>749,600</b>	<b>737,800</b>	<b>11,800</b>		
<b>1</b>	<b>維持管理適正化事業費</b>	<b>645,700</b>	<b>593,100</b>	<b>52,600</b>		
1	事業拠出金	219,200	193,800	25,400		全土連への拠出金
2	事務費負担金	5,500	5,200	300		全土連への事務負担金
3	事業交付金	421,000	394,100	26,900		実施団体への交付金

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
<b>2</b>	<b>維持管理適正化事務費</b>	21,100	20,300	800		
1	事務諸費	1,400	1,400	—	—	旅費、需用費等
2	共通管理費	19,700	18,900	800		職員人件費の管理費への繰出し
<b>3</b>	<b>施設改善対策事業費</b>	80,200	120,500		40,300	
1	事業拠出金	31,800	47,800		16,000	全土連への拠出金
2	事務費負担金	700	1,000		300	全土連への事務負担金
3	事業交付金	47,700	71,700		24,000	実施団体への交付金
<b>4</b>	<b>施設改善対策事務費</b>	2,600	3,900		1,300	
1	事務諸費	200	300		100	旅費、需用費等
2	共通管理費	2,400	3,600		1,200	職員人件費の管理費への繰出し
<b>5</b>	<b>土地改良負担金対策事業支出</b>	906,000	856,800	49,200		
<b>1</b>	<b>負担金軽減支援対策事業支出</b>	906,000	856,800	49,200		
1	経営支援資金払出金	130,000	100,000	30,000		借入団体への払出金
2	経営支援資金償還金	700,000	700,000	—	—	全土連への償還金
3	経営支援資金農協転貸手数料	3,700	3,700	—	—	農協への転貸手数料
4	基盤整備緊急支援助成金	500	2,200		1,700	利子助成金
5	災害地域償還助成金	100	100	—	—	”
6	平準化利子補給金	2,700	3,700		1,000	利子補給金
7	担い手育成支援助成金	2,000	1,700	300		利子助成金
8	基盤保全強化等助成金	21,000	0	21,000		新設
9	事務費	7,000	6,800	200		旅費、需用費等
10	共通管理費	39,000	38,600	400		職員人件費の管理費への繰出し
<b>6</b>	<b>その他支出</b>	578,800	370,020	208,780		
<b>1</b>	<b>役員退任功労金</b>	100	100	—	—	
1	役員退任功労金	100	100	—	—	
<b>2</b>	<b>職員退職給与金</b>	5,000	100	4,900		
1	職員退職給与金	5,000	100	4,900		職員退職金
<b>3</b>	<b>特定預金預入支出</b>	319,600	311,120	8,480		
1	一般基本財産積立預金預入支出	950	500	450		預金への預入（利息）
2	事業強化調整積立預金預入支出	313,260	307,500	5,760		預金への預入（費消した額の戻入、利息）
3	役員退任功労積立預金預入支出	20	10	10		預金への預入（利息）
4	職員退職給与積立預金預入支出	3,460	2,180	1,280		預金への預入（利息、住宅貸付回収分）
5	固定資産更新積立預金預入支出	1,910	930	980		預金への預入（利息）
<b>4</b>	<b>特定有価証券取得支出</b>	200,000	100	199,900		
1	特定有価証券取得支出	200,000	100	199,900		有価証券取得
<b>5</b>	<b>貸付金支出</b>	100	100	—	—	
1	職員住宅貸付金支出	100	100	—	—	職員の住宅建築等資金の貸付金

(単位：千円)

No. 款 項 目	勘 定 科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
				増	減	
6	<b>支 払 公 宅 料</b>	50,000	50,000	—	—	
1	支 払 公 宅 料	50,000	50,000	—	—	職員住宅の借上料
7	<b>短期借入金返済支出</b>	500	500	—	—	
1	借 入 金 利 息	500	500	—	—	短期借入金に係る利息
8	<b>固定資産取得支出</b>	3,000	7,500		4,500	
1	器具・備品取得支出	2,000	6,500		4,500	器具・備品の購入費
2	無形固定資産取得支出	1,000	1,000	—	—	借上住宅の敷金等費用
9	<b>農林年金特例業務負担金支出</b>	500	500	—	—	
1	長期前納金精算負担金	500	500	—	—	農林年金長期前納金の精算負担分
7	<b>繰 越 金</b>	350,000	350,000	—	—	
1	<b>次年度繰越金</b>	350,000	350,000	—	—	
1	次年度繰越金	350,000	350,000	—	—	
8	<b>予 備 費</b>	10,000	10,000	—	—	
1	<b>予 備 費</b>	10,000	10,000	—	—	
1	予 備 費	10,000	10,000	—	—	
<b>支 出 合 計</b>		<b>4,363,100</b>	<b>4,013,420</b>	<b>349,680</b>		

議案第 3 号

令和 8 年度一般賦課金及び特別賦課金の賦課基準並びに徴収方法について

令和 8 年度一般賦課金及び特別賦課金の賦課基準並びに徴収方法を下記のとおり定める。

1. 賦課基準及び算定方法

(1) 一般賦課金

1) 会 員 割

土地改良区	管理する水田面積	500ha 以下	30,000 円
	〃	501ha ～ 1,000ha	50,000 円
	〃	1,001ha ～ 2,000ha	60,000 円
	〃	2,001ha ～ 5,000ha	80,000 円
	〃	5,001ha 以上	100,000 円
	畑地帯土地改良区及び土地改良区連合		
農業協同組合	組合員戸数	500 戸以下	30,000 円
	〃	501 戸以上	40,000 円
市 町 村	1 市町村当り		40,000 円

2) 地 積 割

土地改良区が管理する水田面積	10a 当り	2 円
----------------	--------	-----

(2) 特別賦課金

(国営事業)

事業名	平均割 (1地区当り)	事業費割	事業費割の支部調整措置
① ○国営かんがい排水事業 ・国営かんがい排水事業 ・国営環境保全型かんがい排水事業	100,000円	事業費の10億円まで $\frac{0.2}{1,000}$ 10億円を超える部分 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌支部 事業費の10億円まで 減 $\frac{0.1}{1,000}$ 10億円を超える部分 減 $\frac{0.05}{1,000}$
② ○国営かんがい排水事業 ・直轄明渠排水事業	50,000円	事業費の5億円まで $\frac{0.2}{1,000}$ 5億円を超える部分 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 事業費の5億円まで 減 $\frac{0.1}{1,000}$ 5億円を超える部分 減 $\frac{0.05}{1,000}$
③ ○国営かんがい排水事業 ・国営造成土地改良施設整備事業 ・施設機能監視事業 ・国営施設機能保全事業 ・国営施設応急対策事業	20,000円	事業費の5億円まで $\frac{0.2}{1,000}$ 5億円を超える部分 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川支部・留萌支部 事業費の5億円まで 減 $\frac{0.1}{1,000}$ 5億円を超える部分 減 $\frac{0.05}{1,000}$
④ ○国営農地再編整備事業 ○国営緊急農地再編整備事業	20,000円	事業費の5億円まで $\frac{0.2}{1,000}$ 5億円を超える部分 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 事業費の5億円まで 減 $\frac{0.1}{1,000}$ 5億円を超える部分 減 $\frac{0.05}{1,000}$
⑤ ○国営総合農地防災事業	20,000円	事業費の5億円まで $\frac{0.2}{1,000}$ 5億円を超える部分 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 事業費の5億円まで 減 $\frac{0.1}{1,000}$ 5億円を超える部分 減 $\frac{0.05}{1,000}$

## (道営事業)

事業名	平均割 (1地区当り)	事業費割		事業費割の支部調整措置	
		事業費の 3億円まで	3億円を 超える部分	事業費の 3億円まで	3億円を 超える部分
① ○水利施設等保全高度化事業 ○農業水路等長寿命化・防災 減災事業	20,000円	$\frac{2.0}{1,000}$	$\frac{1.0}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.2}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$
② ○農地整備事業（経営体育成型） ○農地中間管理機構関連農地 整備事業	20,000円	$\frac{1.0}{1,000}$	$\frac{0.5}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.2}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$
③ ○畑地帯総合整備事業 （畑地帯担い手支援型） （畑地帯担い手育成型） （畑作物等転換型）	20,000円	$\frac{1.5}{1,000}$	$\frac{0.75}{1,000}$	空知・上川・十勝・ 釧路・留萌支部 減 $\frac{0.2}{1,000}$	空知・上川・十勝・ 釧路・留萌支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$
④ ○地域用水環境整備事業 ○農業集落基盤再編・整備事業 （中山間地域総合整備事業） ○農地整備事業（中山間地域型）	20,000円	$\frac{1.5}{1,000}$	$\frac{0.75}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$
⑤ ○農道整備事業 ○農村整備事業	20,000円	$\frac{0.8}{1,000}$	$\frac{0.4}{1,000}$	空知・上川・十勝・ 釧路・留萌支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・十勝・ 釧路・留萌支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$
⑥ ○農村地域防災減災事業 （ため池等整備）	20,000円	$\frac{1.8}{1,000}$	$\frac{0.9}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$
⑦ ○農村地域防災減災事業 （ため池等整備以外）	20,000円	$\frac{0.6}{1,000}$	$\frac{0.3}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・釧路・留萌 支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$
⑧ ○草地畜産基盤整備事業	20,000円	$\frac{0.2}{1,000}$	$\frac{0.1}{1,000}$	上川・留萌支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$ 根室支部 減 $\frac{0.2}{1,000}$	上川・留萌支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$ 根室支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$

(団体営事業)

事業名	平均割 (1地区当り)	事業費割		事業費割の支部調整措置	
		事業費の 1億円まで	1億円を 超える部分	事業費の 1億円まで	1億円を 超える部分
① ○農業集落排水事業 ○水利施設等保全高度化事業 ○草地畜産基盤整備事業	10,000円	$\frac{0.6}{1,000}$	$\frac{0.3}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.2}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$
② ○農山漁村地域整備交付金 ・基盤整備（農道を除く）	10,000円	$\frac{1.0}{1,000}$	$\frac{0.5}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$
③ ○農山漁村地域整備交付金 ・農道	10,000円	$\frac{0.8}{1,000}$	$\frac{0.4}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$
④ ○農業基盤整備促進事業 ○農地耕作条件改善事業 ○中山間地域所得向上支援 対策事業 ○農業水路等長寿命化・防災 減災事業 ○畑作等促進整備事業	10,000円	$\frac{1.0}{1,000}$	$\frac{0.5}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.1}{1,000}$	空知・上川・留萌支部 減 $\frac{0.05}{1,000}$

(農道台帳整備管理事業)

事業名	平均割
○農道台帳整備管理事業	(1市町村当り) 38,000円

## 2. 徴収方法

### (1) 賦課金の計算

- 1) 賦課金の算出金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 2) 一般賦課金のうち会員割は全額を1期に、地積割及び特別賦課金については1、2期に2分の1ずつ徴収する。ただし、分割金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に合算する。

### (2) 賦課徴収期日

#### 1) 一般賦課金

期 別	賦課期日	納 入 期 限
1 期	5月1日	5月31日
2 期	12月1日	12月28日

#### 2) 特別賦課金

期 別	賦課期日	納 入 期 限
1 期	9月1日	9月30日
2 期	12月1日	12月28日

- 3) 納入期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日を期限とする。
- 4) 年度途中に加入した会員の一般賦課金及び特別賦課金の徴収については会長が定める。
- 5) 賦課徴収期日に変更を要する場合は会長に一任する。

令和8年3月24日 提 出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊 地 博

## 議案第4号

### 令和8年度維持管理適正化事業賦課金の賦課基準及び徴収方法について

令和8年度維持管理適正化事業賦課金の賦課基準及び徴収方法を下記のとおり定める。

#### 1. 賦課基準及び算定方法

##### (1) 維持管理適正化事業賦課金

###### 1) 整備補修事業（一般型）

- |          |   |
|----------|---|
| ① 事業賦課金  | $\frac{\text{事業費} \times 30\%}{5 \text{ (期間)}}$ |
| ② 事務費賦課金 | 令和8年度実施事業費の3.8%                                 |

###### 2) 整備補修事業（連携管理保全型）

- |          |   |
|----------|---|
| ① 事業賦課金  | $\frac{\text{事業費} \times 30\% + \text{借入利息}}{5 \text{ (期間)}}$ |
| ② 事務費賦課金 | 令和8年度実施事業費の3.8%   |

###### 3) 防災減災機能等強化事業

- |          |   |
|----------|---|
| ① 事業賦課金  | $\frac{\text{事業費} \times 30\% + \text{借入利息}}{5 \text{ (期間)}}$ |
| ② 事務費賦課金 | 令和8年度実施事業費の3.8%   |

##### (2) 施設改善対策事業賦課金

- |          |   |
|----------|---|
| ① 事業賦課金  | $\frac{\text{事業費} \times 30\%}{3 \text{ (期間)}}$ |
| ② 事務費賦課金 | 令和8年度実施事業費の3.8%                                 |

#### 2. 徴収方法

事業賦課金及び事務費賦課金の賦課期日、納入期限は、全国土地改良事業団体連合会と協議し、会長が定める。

令和8年3月24日 提出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊地 博

議案第5号

役員報酬について

令和8年度役員報酬は、予算の定めるところにより支給する。

令和8年3月24日 提出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊地 博

## 議案第6号

### 短期借入金について

令和8年度における予算経理のため、下記のとおり短期借入金の借入れをすることができるものとする。

記

借入金最高限度額	500,000 千円
借入先	銀行、北海道信連
借入利率	借入先金融機関の借入利率
償還財源	賦課金及び受託金等

令和8年3月24日 提出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊地 博

## 定 款 の 一 部 変 更 に つ い て

この会の定款の一部を下記のとおり変更する。

ただし、この変更申請にあたり、字句その他について行政庁の助言又は指示があった場合には、その主旨を変えない範囲においてその修正を会長に一任する。

### ○変更理由

土地改良法の一部改正（R7.4.1改正）により、次のことを規定するもの。

- ・ 総会について、オンラインによる出席を可能とする。
- ・ 解散時の残余財産の帰属について明確化する。

変 更 条 文	現 行 条 文
<p>第1条～第21条 [略]</p> <p>(財 産)</p> <p>第22条 この会の財産（前条第1項の基本財産のうち（二）に規定するものを除く。）は、<u>会員に分配することができない。</u></p> <p>第23条 この会の解散の際の<u>残余財産の処分は、第21条第1項第1号（二）の財産にあつては、第18条第1項に規定する方法によるものとし、同条第1項第1号（一）及び第2号の財産にあつては、解散のときにおける総会の議決により選定した者に帰属する。</u></p> <p>第24条～第40条 [略]</p> <p>(総会招集の通知)</p> <p>第41条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時及び目的を各会員に通知しなければならない。ただし急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。</p> <p>2 <u>総会の場所を定めないときは、会長は、前項の事項のほか、会議の方法を各会員に通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>総会の場所を定めるときは、会長は、第1項に規定する事項のほか、当該場所を各会員に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、会員が会議の場所に存しないで総会に出席することを認めるときは、会長は、当該出席の方法を各会員に通知しなければならない。</u></p>	<p>第1条～第21条 [略]</p> <p>(財 産)</p> <p>第22条 この会の財産（前条第1項の基本財産のうち（二）に規定するものを除く。）は、<u>この会の解散のときでなければ会員に分配しない。</u></p> <p>第23条 この会の解散の際の財産の処分は、第21条第1項第1号（二）の財産にあつては、第18条第1項に規定する方法によるものとし、同条第1項第1号（一）及び第2号の財産にあつては、<u>総会で定める方法によるものとする。</u></p> <p>第24条～第40条 [略]</p> <p>(総会招集の通知)</p> <p>第41条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、<u>場所</u>及び目的を各会員に通知しなければならない。ただし急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。</p>

<p>第42条～第52条 [略]</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第53条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付<u>又はその他の行為</u>に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この定款は、農林水産大臣の認可のあった日(令和 年 月 )から施行する。</p>	<p>第42条～第52条 [略]</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第53条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。</p>
---	---

令和8年3月24日 提 出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊 地 博

## 規約の一部変更について

この会の規約の一部を下記のとおり変更する。

○変更理由

- ・土地改良法の一部改正を踏まえ、オンラインによる出席の扱いを規定。
- ・字句の修正

変 更 条 文	現 行 条 文
<p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第1節 総会</p> <p>第3条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、会員から<u>議事録記名人</u>2人以上を指名する。</p> <p>2 理事である<u>議事録記名人</u>については、出席した理事が互選する。</p> <p>第8条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によつて行う。</p> <p>2 議長は採決の結果を宣言する。</p> <p><u>3 採決を電磁的方法により行うときは、前2項の規定に準じた適切な方法によることとする。</u></p> <p>第2節 委員会及び部会</p> <p>第25条 この会の事業の積極的かつ円滑な進展を図るため、委員会又は<u>部会</u>等を置くことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第8章 補則</p> <p>第37条 定款第53条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) WEB会議システムによる方法</u></p> <p>附 則 (令和8年 月 日総会議決)</p> <p>1 この規約は、令和8年3月24日から施行する。</p> <p>2 第8条第3項及び第37条第1項第5号は、令和7年度通常総会で議決した定款変更の認可のあった日(令和 年 月 日)から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第1節 総会</p> <p>第3条 議長は、議事の開始にあたり、総会の承認を得て、会員から<u>議事録署名人</u>2人以上を指名する。</p> <p>2 理事である<u>議事録署名人</u>については、出席した理事が互選する。</p> <p>第8条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によつて行う。</p> <p>2 議長は採決の結果を宣言する。</p> <p>第2節 委員会及び部会</p> <p>第25条 この会の事業の積極的かつ円滑な進展を図るため、委員会又は<u>部会</u>を置くことができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>第8章 補則</p> <p>第37条 定款第53条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

令和8年3月24日 提 出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊 地 博

## 役員 の 補 欠 選 任 に つ い て

この会の監事1名が欠員につき、補欠選任を求める。

令和8年3月24日 提 出

北海道土地改良事業団体連合会  
会長理事 菊 地 博

### 《参 考》

#### ○定款

(役員)

第24条 この会に、役員として、理事19人以上25人以内、監事2人以上3人以内を置く。

2 前項に規定する役員のうち会員でないものは5人以内とする。

(役員 の 任 期)

第32条 役員 の 任 期 は、4年とする。

2 補欠又は、増員による役員 の 任 期 は、その前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前項の補欠役員が役員 の 全 員 である場合には同項の規定にかかわらずその任期は4年とする。

4 第1項の役員 の 任 期 は、前任者の任期満了の日の翌日から起算するものとする。

# 会 員 一 覧 表

令和8年3月1日現在

	市 町 村					土 地 改 良 区					農 業 協 同 組 合			合 計		
石 狩	江 別 市	千 歳 市	恵 庭 市	北 広 島 市	石 狩 市	新 え べ つ	恵 庭	石 狩	新 篠 津		新 篠 津 村	北 石 狩	札 幌 市	4	19	
	当 別 町	新 篠 津 村				7	中 新 当 別	石 狩 花 畔	篠 津 中 央		8	道 央				
空 知	岩 見 沢 市	美 唄 市	芦 別 市	赤 平 市	三 笠 市		北 海	空 知	江 部 乙	芦 別 市		い わ み ざ わ	た き か わ	な が ぬ ま	13	53
	滝 川 市	砂 川 市	深 川 市	南 幌 町	奈 井 江 町		由 仁	な が ぬ ま	栗 山	月 形		ピ ン ネ	北 い ぶ き	き た そ ら ち		
	由 仁 町	長 沼 町	栗 山 町	月 形 町	浦 臼 町		浦 臼	新 十 津 川	深 川	秩 父 別		そ ら ち 南	新 砂 川	南 幌 町		
	新 十 津 川 町	妹 背 牛 町	秩 父 別 町	雨 竜 町	北 竜 町		神 竜	多 度 志	沼 田 町	雨 竜		峰 延	美 唄 市	夕 張 市		
	沼 田 町					21	夕 張 川 水 系 連 合	北 竜	夕 張		19	月 形 町				
上 川	旭 川 市	士 別 市	名 寄 市	富 良 野 市	鷹 栖 町		大 雪	東 和	旭 川	富 良 野		た い せ つ	比 布 町	上 川 中 央	12	50
	東 神 楽 町	当 麻 町	比 布 町	愛 別 町	上 川 町		美 瑛	て し お が わ	下 川	美 深		ふ ら の	北 は る か	北 ひ び き		
	東 川 町	美 瑛 町	上 富 良 野 町	中 富 良 野 町	南 富 良 野 町		空 知 川 上 流	永 山	当 麻	し ろ が ね		東 神 楽	東 川 町	美 瑛 町		
	占 冠 村	和 寒 町	剣 淵 町	下 川 町	美 深 町		幌 加 内	大 雪 連 合	美 瑛 川 地 区 連 合			東 旭 川	道 北 な よ る	あ さ ひ か わ		
	音 威 子 府 村	中 川 町	幌 加 内 町			23					15					
後 志	島 牧 村	寿 都 町	黒 松 内 町	蘭 越 町	二 セ コ 町		蘭 越	俱 知 安	余 市 川	共 和		新 お た る	よ う て い	き よ う わ	3	23
	真 狩 村	留 寿 都 村	喜 茂 別 町	京 極 町	俱 知 安 町		余 市									
	共 和 町	積 丹 町	仁 木 町	余 市 町	赤 井 川 村	15					5					
檜 山	江 差 町	上 ノ 国 町	厚 沢 部 町	乙 部 町	奥 尻 町		江 差	上 ノ 国	狩 場 利 別	厚 沢 部		今 金 町			7	13
	今 金 町	せ た な 町				7	乙 部				5					
渡 島	函 館 市	北 斗 市	松 前 町	福 島 町	知 内 町		知 内	渡 島 平 野	上 磯			新 函 館			10	14
	木 古 内 町	七 飯 町	森 町	八 雲 町	長 万 部 町	10					3					
胆 振	苫 小 牧 市	登 別 市	伊 達 市	豊 浦 町	壮 瞥 町		伊 達	鶉 川	安 平 町	厚 真 町		鶉 川			10	15
	白 老 町	厚 真 町	洞 爺 湖 町	安 平 町	む か わ 町	10					4					
日 高	日 高 町	平 取 町	新 冠 町	浦 河 町	様 似 町		沙 流	日 高 門 別	新 ひ だ か	浦 河 町		門 別 町	び ら と り	新 冠 町	7	16
	え り も 町	新 ひ だ か 町				7	様 似				5	ひ だ か 東				
十 勝	帯 広 市	音 更 町	士 幌 町	上 士 幌 町	鹿 追 町		帯 広 市	池 田				浦 幌 町	十 勝 池 田 町	札 内	19	34
	新 得 町	清 水 町	芽 室 町	中 札 内 村	更 別 村							上 士 幌 町	士 幌 町	豊 頃 町		
	大 樹 町	広 尾 町	幕 別 町	池 田 町	豊 頃 町							広 尾 町	本 別 町	忠 類		
	本 別 町	足 寄 町	陸 別 町	浦 幌 町								大 樹 町	音 更 町	木 野		
						19					2	帯 広 市 川 西				
釧 路	釧 路 市	釧 路 町	厚 岸 町	浜 中 町	標 茶 町							阿 寒	釧 路 丹 頂	標 茶 町	8	14
	弟 子 屈 町	鶴 居 村	白 糠 町			8					0	浜 中 町	摩 周 湖	釧 路 太 田		
根 室	根 室 市	別 海 町	中 標 津 町	標 津 町	羅 臼 町							中 標 津 町	計 根 別	標 津 町	5	10
						5					0	道 東 あ さ ひ	中 春 別			
オ ホ ー ツ ク	北 見 市	網 走 市	紋 別 市	美 幌 町	津 別 町		訓 子 府	網 走 川	北 見	留 辺 藁		女 満 別 町	き た み ら い	佐 呂 間 町	18	36
	斜 里 町	清 里 町	小 清 水 町	訓 子 府 町	置 戸 町							オ ホ ー ツ ク は ま な す	常 呂 町	湧 別 町		
	佐 呂 間 町	遠 軽 町	湧 別 町	滝 上 町	興 部 町							小 清 水 町	北 オ ホ ー ツ ク	美 幌 町		
	西 興 部 村	雄 武 町	大 空 町									し れ と こ 斜 里	え ん ゆ う	清 里 町		
						18					4	津 別 町	オ ホ ー ツ ク 網 走			
宗 谷	稚 内 市	猿 払 村	浜 頓 別 町	中 頓 別 町	枝 幸 町							北 宗 谷	宗 谷 南	東 宗 谷	7	10
	豊 富 町	幌 延 町				7					0					
留 萌	留 萌 市	増 毛 町	小 平 町	苫 前 町	羽 幌 町		南 る も い	苫 前	遠 別	オ ロ ロ ン		る も い	幌 延 町		8	14
	初 山 別 村	遠 別 町	天 塩 町			8					4					
	165					74 (うち土地改良区連合3)					82			321		